

平成 26 年度第 2 回鎌倉市子ども・子育て会議 議事録

日時： 平成 26 年 7 月 30 日（水）
 9 時 30 分～12 時 00 分
 場所： 鎌倉市役所第 3 分庁舎 講堂

議事次第

- 1 開会
- 2 きらきら白書について
- 3 きらきらプラン後期計画の評価について
- 4 子ども・子育て支援事業計画について
- 5 市民への新制度の周知及び市民懇談会・団体別懇談会開催について
- 6 条例制定の進捗状況について
- 7 確保方策の進捗状況について
- 8 子どもの家利用料について
- 9 その他

〈会議委員〉

氏名	選出団体等	役職等	出欠
秋山 定明	鎌倉市立中学校長会	深沢中学校校長	出席
石井 秀卓	鎌倉私立幼稚園教会	振興部長	出席
石戸 ナナ子	認定こども園鎌倉みどり学園	学園長	出席
岡崎 俊博	三浦半島地域連合	執行委員長	出席
金川 剛文	鎌倉市社会福祉協議会	常務理事	出席
菊池 順子	鎌倉市民生委員児童委員協議会	主任児童委員	出席
久保田 薫子	鎌倉PTA連絡協議会	副会長	出席
阪口 泉	かまくら子育て支援グループ懇談会	代表	出席
佐藤 まゆ子	鎌倉私立幼稚園父母の会連合会	役員	出席
重松 美智子	鎌倉保健福祉事務所	保健福祉課長	出席
下山 浩子	鎌倉市青少年指導員連絡協議会	会長	出席
新保 幸男	学識経験者	神奈川県立保健福祉大学教授	欠席
寺沢 桜	市民公募委員	-	出席
冨田 英雄	鎌倉市保育会	会長	出席
林 みさき	鎌倉市子どもの家保護者連絡協議会	-	出席
福田 弘美	まんまる保育室	室長	欠席
藤井 博子	かまくら福祉・教育ネット	-	出席
堀田 絵里	市民公募委員	-	出席
松尾 里奈	鎌倉市保育園保護者連絡会	副会長	欠席
松原 康雄	学識経験者	明治学院大学教授	出席
三島 久司	鎌倉市立小学校長会	今泉小学校校長	出席

次第1 開会

○松原会長

定刻になりましたので、平成26年度第2回鎌倉市子ども子育て会議を開始します。
委員の皆さんには、お忙しいなか、ご出席をいただきまして、ありがとうございます。
それでは、本日の次第に沿って進めていきます。
まず、次第2の委員紹介、併せて本日の委員の御出欠につきまして事務局よりお願いいたします。

○事務局

おはようございます。
子ども・子育て支援新制度担当担当課長の西山でございます。
本日は副会長の新保委員、福田委員、松尾委員から御欠席のご連絡をいただいております。
以上、本日21名中18名の委員に御出席をいただき、定足数である過半数を満たしておりますことをご報告いたします。

○松原会長

本日は傍聴の方が10名着席していらっしゃいます。それでは、本日の次第に沿って進めていきますが、まず資料の確認から、事務局お願いします。

○事務局

資料の送付が遅くなり、また、一部の資料は当日配布となり申し訳ございませんでした。
資料につきましては、7月24日付で事前送付させていただいた分と、本日配布させていただいたものがございます。
本日お配りさせていただきました次第に資料を記載しておりますが、事前に送付させていただいた資料は、資料1から7まで、
本日机にお配りさせていただいた資料は、次第、資料4-2 差替版、資料5 差替版、資料8-1、8-2、8-3、8-4、資料9-1、9-2、資料10になります。
その他、以前お配りさせていただいております「鎌倉市次世代育成きらきらプラン（後期計画）」を含め、資料についてお持ちでない方がいらっしゃいましたらお知らせください。
また、次第が進む中で不足する資料等がありましたら、おっしゃってください。

○松原会長

資料の不足はありませんでしょうか。

次第2 きらきら白書について

○松原会長

それでは、議事次第の2番目「きらきら白書について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局

まず、簡単にきらきらプランについてご説明します。

お持ちいただいている、鎌倉市次世代育成きらきらプラン（後期計画）の1ページ「第1章計画策定にあたって」をご覧ください。

「1 計画策定の背景」の2段落目に書いてありますように、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、地方公共団体で、次世代育成支援対策の実施に関する総合的な行動計画策定が義務付けられたことを受けて、本市では平成17年3月に「鎌倉市次世代育成きらきらプラン（前期計画）」を策定しました。

この前期計画策定以降、「子どもが健やかに育つまち、子育ての喜びが実感できるまち、子育て支援を通してともに育つまち・鎌倉」を基本理念として子育て支援を推進してまいりました。

1枚おめくりいただき、2ページをご覧ください。「3計画の期間」ですが、このプランは、次世代育成支援対策推進法により、5年を1期とすることとされているため、平成17年度から平成21年度までの5年間を前期計画として実施し、平成21年度には、平成22年度から平成26年度までの後期計画の策定を行い、平成22年3月に広報やホームページなどで公表いたしました。

次世代育成支援対策推進法では、毎年、行動計画の推進状況を公表することを義務付けています。したがって、「鎌倉きらきら白書」はプランの推進状況を公表するための年次報告書として作成するものです。今回が後期計画策定後4回目の報告書となります。

それでは資料1をご覧ください。きらきらプランについては、PDCAサイクル上の一連の流れの中で、白書を作成し、公表することで、チェック（点検・評価）を行いますが、この流れをまとめた資料となります。

白書の作成にあたっては、各事業実施主体等に平成26年3月末時点での平成25年度の実績について調査を行いました。その回答を基に作成したのが、資料2の白書（案）、16ページ以降の表です。

この会議終了後、頂いたご意見等について反映できる部分については反映をし、完成後は委員の皆様にお送りします。また、9月上旬ごろから、ホームページで公表するとともに、市の施設等で閲覧できるよう配布を予定しています。

次に白書の内容についてご説明いたします。

資料2：「鎌倉きらきら白書 鎌倉市次世代育成きらきらプラン（後期計画）平成25年度推進状況報告書」（案）をご覧ください。

まず構成についてですが、目次をご覧ください。第1章は、きらきらプランの概要を説明する部分となります。先ほどご説明しました「鎌倉市次世代育成きらきらプラン」の趣旨や位置付け、計画の期間、計画の考え方、重点取り組み、計画の体系図を記載しています。

第2章では、計画事業の推進状況を、重点取り組みと基本目標に分けて掲載しています。

第3章は「現状分析」として、プラン推進の参考となるようなデータを表やグラフなどで示し、最後に資料を掲載しています。白書の構成については以上の通りです。

次に白書の中心である、第2章についてご説明します。

ここでは、平成22年度から平成26年度の後期計画で特に重点的に取り組むべき事業として

位置づけました3つの「重点取り組み」について、具体的に推進状況を報告します。

10ページをご覧ください。重点取り組みの内の1つめ、「保育環境の充実に努めます」、についてです。待機児童の解消や、就労形態の多様化などに対応するための保育環境の整備について、重点的に取り組むべきこととして設定しています。

平成25年度の推進状況としましては、保育園の定員数の増員を図り24人定員が増えたものの、平成26年4月1日時点で待機児童数は25年4月1日時点の27人に比べ28人増の55人となりました。表1で「認可保育所の定員数、入所児童数等の推移」を記載しています。11ページの表2では、「年齢区分別保育待機児童数（市）」、表3では、「後期計画策定時からの保育環境の推移」を記載しております。

次に、12ページをご覧ください。重点取り組みの2つめとしまして、「市民ニーズにあった居場所を整備します」では、表4で、「子育て支援センター・つどいの広場の利用状況」について記載しています。

次に、14ページ重点取組の3つめ「安全・安心を感じられる環境づくりを推進します」では、パトロールや防犯アドバイザーによる見守り活動等について記載しており、表5で、「鎌倉市内発生の不審者事案件数」を平成21年度から経年的に掲載しているほか、安心して産み育てる環境の整備として、表6で、「ティアラかまくら運営状況」を記載しています。

その他に、平成23年に発生した原子力発電所における放射性物質の漏えい事故以降、放射能に関して、子どもたちへの影響を心配する声が多く寄せられたことから、子ども関連施設の放射線量の測定や給食食材の放射性物質濃度の測定を実施し、結果をホームページで公表しております。市立小学校、市立保育園、あおぞら園の給食食材の測定については平成24年度から、山崎浄化センターで精密な放射性物質濃度の測定が可能な食品・環境放射能測定装置を使い実施しており、私立保育園・幼稚園の各施設についても、施設の申し出により測定を実施しています。

次に、16ページをご覧ください。ここからが、平成25年度の個別事業となっています。

個別事業の表の凡例ですが、事業内容欄の黒塗りの四角（■）は具体的な事業名等を表しています。黒塗りの星（★）はその事業における平成25年度の実績を記載しています。後期計画では、計画期間の最終年度である平成26年度に向けた方向性を、事業ごとに設定しておりますので、その方向性に向けた実績を記載しました。また、経年で数値等を挙げた事業については、経過を括弧（ ）内で記載しています。

こちらの白書については先ほど少し触れましたが、9月上旬ごろから、ホームページで公表するとともに、市の施設等で閲覧できるよう配布を予定しています。併せて、ダイジェスト版も作成する予定です。以上で説明を終わります。

○松原会長

平成22年度から推進してきたきらきらプラン後期計画も今年度の平成26年度が最終年度となりました。

今回の報告書は昨年度の平成25年度の推進状況をまとめたものになります。

白書は、ホームページで公表し、市の施設等に配布するとのことですが、事業の推進状況など、今までの説明に対してご意見やご質問はございますか。

特に無いようですので、これは状況報告書案ということで、この会議として了解したものとします。

次第3 きらきらプラン後期計画の評価について

○松原会長

次に、次第3「きらきらプラン後期計画の評価について」事務局から説明をお願いします。

○事務局

先ほどきらきら白書についてご説明した内容と少し重複する部分もありますが、きらきらプラン推進状況などからまとめた、きらきらプラン後期計画の評価についてご説明いたします。きらきらプラン後期計画の86ページをお開きください。

きらきらプラン後期計画では計画全体や重点取組みとしての進捗状況を点検・評価するため、計画全体の目標と、重点取組ごとの目標を定めています。

目標値については、平成26年度の計画期間終了後に達成度等を確認し、計画の評価を行うものですが、今回、新計画の策定にあたり、課題の洗い出しも兼ねて、評価項目の目標値に対する、実績等をまとめました。資料番号が飛びますが、本日、差替えさせていただきました資料5を合わせてご覧ください。

(1) 計画全体の目標についてです。上2つの項目については、計画策定時、未就学児と就学時に行ったニーズ調査の結果を合わせ現状値としておりましたが、今回比較する平成25年度実績値は、未就学児のみの結果となるため、資料5では平成20年度の現状値も未就学児のみの結果にしておりますので計画書記載の値とは異なります。

3つの項目とも、平成20年度に実施したニーズ調査や市民意識調査の結果と比較して、平成26年度は拡充を目標としていましたが、平成25年度のニーズ調査では、一番上の「子育てをしている生活に対する満足度」についてが、マイナス9.9ポイントとなりました。

その他の「子どもを産み育てることに社会が評価していると感じる割合」及び「市の子育て支援策が充実していると感じる割合」については微増となっており、子どもを生み育てることに社会が評価していると感じている人の割合は伸びているのに対し、満足度は減っているという結果になりました。

満足度については、個人の感じ方という部分ではありますが、満足度が低かった人のご意見としては「働きたいが働ける環境にない」ですとか「フルタイム勤務のため子どもに関わることができる時間が少ない」など仕事と家庭の両立について、また「保育所や一時預かりが少ない」「不便」など預かりの場について、さらに「広い公園が少ない」など子どもの居場所について、ご意見が多くありました。皆様が子育てや子育て支援を行う中で何かお感の部分などがありましたら、この部分について、後ほどご意見等いただければと思います。

次に(2)重点取組ごとの評価のうち、一番上の「保育環境の充実に努めます」についてです。先ほど白書の説明でも少し触れさせていただきましたが、一番上に記載している待機児童数については、目標値をゼロとしておりましたが、平成21年度の現状と比較し、11人増の55人という結果になりました。一方その下に記載している認可保育所受入数については、目標としていた1,827人を大幅に上回る2,241人の受け入れを行い、平成21年度

と比較すると受入数 572 人増という結果になりました。受入数を大幅に伸ばしたものの、それを上回る保育ニーズがあるという結果になりました。

次に、同じ枠内の下から5番目の放課後児童健全育成事業についてです。こちらについても、平成 21 年度の定員数 655 人に対し、平成 26 年度は 134 人増の 789 人とし、目標値であった 670 人を上回る結果となりましたが、入所者が増えており、現在では、待機していただいている方もいらっしゃいます。

次に、二つ下に目を移していただいて、保育所で行う一時預かり事業についてです。ニーズが高い事業であるため、平成 21 年度実施か所の9か所を現状維持するかたちを目標値としていましたが、これを3か所下回る6か所という結果になりました。これについては、平成 21 年度に児童福祉法が改正され、事業が「第 2 種社会福祉事業」に位置付けられたことに伴い、保育所本体との別経理や評議委員の設置が求められるなど、施設にとって負担が増えることとなり、一時預かり事業から撤退する施設があったため、縮小となったものです。しかしながら、ニーズが高い事業であるため、施設整備の際に合わせて検討するなど、様々な機会を捉え、事業の充実を目指していきたいと考えております。

次に「市民ニーズに合った居場所を整備します」の評価についてです。つどいの広場、子育て支援センターの利用状況と子ども会館の一日当たり平均来館者数を評価項目としておりましたが、どちらも目標値を上回る実績となりました。

最後の「安全・安心を感じられる環境づくりを推進します」の評価についてです。

上の欄、土・日・休日の小児科医夜間配置率については、平成 20 年度の 51.7%を拡充させることを目標値としておりましたが、平成 25 年度実績は 45.2%と 6.5ポイント減となりました。原因としては、市内小児科医の減少が挙げられますが、この部分については、実施計画の主要事業にも位置づけ、医師会と連携し大学病院から医師を招く等により拡充を図っていく予定です。

最後に子どもが犯罪の被害にあったことがない率についてですが、この項目については、平成 20 年度実施のニーズ調査で小学校に通う児童の保護者を対象に行った調査の項目で、犯罪にあった・あいそうになったことがあると回答した人以外の割合が 91.6%でした。これを拡充することを目標値としておりましたが、昨年度実施したニーズ調査は未就学児童を対象としたものであり、調査対象者が異なること、また基本的に国が示した調査票を使用したため、調査項目に同じものを反映させておらず評価できませんでした。

関係課や関連課を通し警察にも、この項目以外に指標となるような実績値等がないか確認しましたが、子どもを対象を絞った統計等がないとのことでしたので、これに代わり、先ほどお示した白書の 15 ページに掲載しております、不審者事案件数を評価項目とさせていただければと思います。

不審者・声掛け、露出等変質者の件数は、平成 21 年度は 39 件だったのに対し、平成 25 年度は 24 件と 15 件の減、約 4 割の減となりました。引き続き、防犯体制の充実や自主防犯パトロール活動の推進等に力を入れていきたいと思っております。以上です。

○松原会長

計画全体の評価項目の中で、子どもを産み育てることに対し社会が評価していると感じる

割合は少し増えたのに対し、子育てをしている生活に対する満足度が大きく減るという結果が出ました。「仕事と家庭の両立」や「預かりの場」について、また公園など子どもの居場所についてご意見が多かったようですが、子育てや子育て支援に関わる中で何か感じる事はありますか。

○佐藤委員

幼稚園の保護者の代表として来させていただいています。

周りのお母さま方の声は、やはり、公園ということをいつも言われます。私が定期的に参加しています、幼稚園の父母の会の連合会があるのですけれども、そちらで、例えば鎌倉市長に対してや、鎌倉市に対して、要望をまとめて提出するという作業がありまして、そのなかでも、やはり公園についての意見は毎年出ております。ところが、その会をまとめてくださっている園長先生方の意見としては、公園についての要望は昔から、何十年も前から出しているけれども、そういったことはなかなか取り入れられないので、それ以外で挙げてくださるといつも言われまして、要望をまったく出せない状況に不満を覚えるときがあります。公園について何か、計画なり、期待が持てることはあるのでしょうか。

○石井委員

私がそれを申し上げた園長ではないのですけれども、実際市の厳しい財政状況のなかですとか、狭い土地であるということとか、管理の問題という部分が多々あると思われまして、公園についてのニーズは当然あるのですけれども、「いやいや、これは無理ですよ」というように対応され続けてきた実感というのが、幼稚園協会のなかにはあるので、父母の会の集まりの中で、そう申し上げたのだと思います。私も同じように実感しております。

○松原会長

もう積年のご要望だということですが、市側から何かコメントはありますか。

○公園課担当課長

公園の整備についてですが、公園行政の現状を簡単に説明させていただきますと、『きらきら白書』のですね、48 ページに「良好な生活環境の整備」というのがございまして、その一番下に、「4-1-5公園・緑地の整備促進」という項目がございまして、現状、ここに記載しておりますような事業に今取り組んでいる所でございます。25年度は12億8,000万円ほどの事業費を、公園・緑地の整備に使わせていただいているのが現状でございます。内容的には、長年の懸案でありました、三大緑地の最終的な整備に取り組んでいるというのが現状でございます。27年度当初には広町緑地の開園等を目指して、用地取得・整備を進めている所でございます。

実施計画のなかにも「身近な公園の整備」と記載しておりまして、そういったなかで、公園用地を見出すという目標でやっている所でございます。とくに、鎌倉地区は公園の数がほかの地区に比べて少ない状況があります。それから、市民一人当たりに必要な面積というのを目標で持っておりますけれども、まだまだ届かない状況でありまして、「身近で遊べる広い公園」というところまで至らないというのが現状でございます。

○松原会長

というご説明ですが、他にいかがでしょう。

○阪口委員

この事業内容を見ると、子どもが普通に遊べる公園がないですね。載っているのを見ても、広町の緑地、夫婦池公園とかありますが、普通の子もたちが集まって遊んだり、ラジオ体操で朝集まったりするような公園が本当に少ないことを実感します。私子どもを産んで12年経ちますが、いっこうに変わっていません。その頃頼んだ滑り台の修繕もそのままになっています。財政的に逼迫しているのもよくわかりますが、今後についてどういうビジョンを持ってらっしゃるのかを伺いたと思います。

○公園課担当課長

今取り組んでいる事業は徐々に収束していくわけでございますけども、身近な公園の整備につきましても1地区のなかで一定距離、つまりご自宅から250mのなかに公園があって、気楽にそこへ行くことができるというのが一つの目安でございます。250m行っても公園がない場所、空白地区がかなりございまして、特に鎌倉地区は非常に公園の数も少なく、そういったところをまず何とかしなければいけないというような方向で考えている所でございます。

○藤井委員

市の方とお話しすると、公園は沢山あるとおっしゃいますが、小さい公園ばかりで遊具があまりないですね。鎌倉は、海や山などとても自然に恵まれている素晴らしいところですけども、大きな公園の敷地の中に、例えばアスレチックなどがあると、子どもたちがとても喜ぶと思います。そういう場所は鎌倉にはありませんので、皆さん、茅ヶ崎とか平塚の方に行ったりして利用されています。それと、子ども会館について、少し利用しづらいかなと思います。障害のあるお子さんを兄弟でお持ちのご家族がいらっしゃるのですけれども、子ども会館は日曜日にもやっていませんし、夏休みとか長期の休暇の際に連れて行っても、お昼等を摂ることができません。また、小さいお子さんから中学生まで利用できますので、動きが激しいお子さんを連れていくと、お母さんは、小さいお子さんがいることで、とても気を使って、思い切り遊ばせるということができないということがあります。障害児については、放課後とか障害児活動支援センターができて、放課後や長期の休暇に子どもを預かってもらうことができるようになってはいますが、定員が決まっていますので、利用したい人が全員使えるということではありません。そうすると、長期の休暇、土日、どこかに連れて行かなくてはいけなくなったりしますが、そういった時に行く場所が限られている。まして、天気悪い日や、暑い日には、屋内に連れて行きたいけれども、行くところが限られてしまっているという状況です。

○寺沢委員

公園が少ないということで、阪口委員にお聞きしたいのですけども、岩瀬や今泉には結構公園があると思います。阪口委員がおっしゃっている地域というのはどの辺りのことをおっしゃっているのでしょうか。

○阪口委員

二階堂の方では本当に公園が無いに等しいです。私の子どもは頼朝公園で遊ぶことが多いのですがそこしかないという感じです。岩瀬や今泉のあたりは宅地が計画的に作られた場所なので、うらやましいなと思います。

○寺沢委員

ありがとうございます。私も鎌倉地区は少ないと思います。由比ヶ浜にある海浜公園には、大きな江ノ電の車両が置いてありますけれど、それ以外に大きな遊具がみあたらない。子どもを連れて来ようかと思ったのですが、遊びを展開できるようには思わなかったので、やっぱり鎌倉は遊べる公園が少ないのかなとお話を聞いて思いました。

それともう一つ、至急どうにかしていただきたいと思うのは、大船の子育て支援センターが閉館になってしまったことです。週に1回保育園のほうで開所していると『きらきら白書』の12ページにあります。保育園なので車で行くこともできないし、週に1回なので、周りのお母さんが「前の子を育てていた時には大船の支援センターに毎日のように行って一息つける時間があったのに、もうなくなっちゃって」という話をしていた。子育て支援センターの今までの利用状況を見ても、大船の子育て支援センターは鎌倉子育て支援センター、深沢子育て支援センターと比べても、とても利用者が多いセンターだったので、ぜひ車が置ける場所での再開を望みます。障害のあるお子さんや小さいお子さんを持つ方が、「ベビーカーや歩きではちょっと行ける距離じゃないわ」という場所でも、駐車場さえあれば行くことが出来、一息つける時間が取れると思います。

『きらきらプラン後期計画』の評価について、資料5の差し替え版の2番目の「子どもを産み育てることに対し社会が評価していると感じる割合」、3番目の「市の子育て支援策が充実していると感じる割合」が増えているにもかかわらず、1番目の「子育てをしている生活に対する満足度」が下がっていることについてですが、社会が評価しているというのは、新聞などで子どもに関する記事が組まれることが多くなったことや、ニュースで耳にすることが多くなったと感じています。市の子育て支援策が充実しているというのも、松尾市長になってから子どもに関しての様々なことが耳に聞こえるようになったということ、周りの人から聞きます。ただ親の満足度が下がったことについては、やることが多くなってきている中で、自分の時間をとることが難しくなっています。子どもを公園で遊ばせているときに、少し友達からのメールの返事をしようと思ったら、近所の方から、「子どもは勝手に遊ばせて自分は携帯を見て子どもを見てないのね」というプレッシャーを感じます。言われなくとも思われていると思うだけで、「息苦しい」「自分のやりたいことができない」「子育てに忙殺されている」という意識を持ってしまい、その結果満足度が減っているのではないかと私は思いました。

○松原会長

ありがとうございます。事務局から大船の子育て支援センターについてはいかがですか。

○事務局

寺沢委員からお話がありました大船の子育て支援センターですが、それまではレイ・ウェ

ル鎌倉に入っております、ご存じのようにレイ・ウェル鎌倉が耐震性に問題があるということによって一時閉館になりました。現在保育園で週1回の開設になっています。ただ、要望が非常に多いということも認識しております、今年度中に、小坂子どもの家の中に入れるという計画をしておりますので今年度中には小坂子どもの家で再開ができると考えています。

○寺沢委員

小坂子どもの家は駐車場のスペースがないので、ぜひ駐車できる場所を再考していただきたいと思います。

○事務局

基本的には車を駐車するスペースは無いのですが、どうしても車でということであれば、数台は置けるかと思えます。ただ、それ以上になると置けませんので、基本的にはベビーカー等で来ていただきたいと思えます。

○寺沢委員

そうすると、母親たちは行くのを躊躇してしまいます。暑い日や天候の悪い日などは、本当に近くて歩いて行ける距離に住んでいる方でないといこうという気にはなりません。車があれば気軽に行けると思えるところでないと、いくら場所を作っていたとしても、母親たちは気分転換しに行こうとなかなか思えないので、よろしくお願ひします。

○松原会長

身近な公園の話と、それから、大船の子育て支援センターの話と2点出ました。また障害児を育てている方の現状、なかなか施設等を利用しづらそうな話も出ました。

他にはありますか。

○富田委員

民間の保育園の園長会では、公園の砂場は使わないよう言っています。公園の砂場は、消毒されているような状況は見られません。前に、ぜひ公園の砂場を消毒するようにと公園課に申し上げたことがありましたが、予算不足を理由に受け入れられませんでした。

公園の砂場を消毒して欲しい理由は、野良猫が公園の砂場で糞をし、その糞が固まってくる状態になると粉になって、そこから回虫が出てきます。子どもが砂場で遊んでいると、爪の中に入る。それが口の中に入ると、経路が二つあって、一つは目に回虫が移行して、最悪失明する。もう一つは、肝臓に移行する。これは大学教授の研究論文でよくわかっている話で、民間の保育園は自分のところの砂場は年に何度も消毒をしております。

公園を自分のところの園庭代わりにどうしても使わなければならない所はたくさんありますし、これからも、そういう施設が増えてくると思えますから、公園の砂場の消毒などについて公園課の方がよく研究して、子どもたちが被害に合わないような手段を考えて欲しいと思えます。ちなみに、私どもでやっているのは、1年に1度、砂場の砂を高温で焼きます。そうすると無菌状態になります。また、年2回～3回オゾン水を振りかけて消毒を行っています。

猫は爪がネットに引っかかるので、ネットをかけてあれば糞をさせないで済みますが、そ

のネットを誰が管理するかという問題が出てきます。自分のところの保育園であれば、それは、使うときだけネットを外せばいいのですが、公園になると、その管理の問題も出てくるかと思いますが、その公園を使わざるを得ない子どもたちのためを考えて、健康管理の一翼を担う公園課としてはどうすればいいかというようなことを、今後、真剣にお考えいただきたいと思います。

○松原会長

他にご意見はありますか。堀田委員どうぞ。

○堀田委員

子どもが遊ぶ場所についてですが、私は鎌倉に引っ越してきて、鎌倉出身の夫に、「公園が少ないね」と言いましたら、夫の答えは「公園は少ないけど、山と海がある。」とのことで、小さい頃はそこで遊んだそうです。

後は、お寺の境内で子どもは遊んでいたそうです。海は安全などの問題などもあるかも知れませんが、安全に遊ぶ場は子ども用の施設以外にもあると思いますので、そういう場所の使い方を皆さんで考えていくというのが一つ可能性としてあると思います。

あと、海は遊び場としても環境教育の場としてもいい場所だと思いますので、意識啓発等の安全管理をきちんとしたうえで、海という場を子どもが遊ぶ場所として用いる可能性もあると思います。風紀が乱れているなかで、遊び場として使いたくないという問題はまた別に何とかしていかなくてははいけません、子どもを海に連れていく親御さんはすごく多いと思いますので、安全管理をしたうえで海を遊び場としてももう少し考えるのは可能性としてはありかなと思います。

また別の意見ですが、生活に対する満足度っていうのは、回答者が母親か父親かによって、違うのかなと思います。回答者の多くは母親かと思いますが、そうすると母親の子育ての負担はすごく多いので、一人で育てるのではなくて、周りも一緒に育てるという意識をもう少し啓発するのが大切だと思います。すると、父子手帳の交付が 200 冊というのは、少なすぎると思いますので母子手帳とセットにして配るといいと思います。

もう一つティアラかまぐらの分娩数は減っていますけれども、25 年から 26 年、待機児童が増えましたことを単純に考えると、子どもを産んだけれども働く、預けたい親が増えてきていることだと思います。

そういう状況で、あるお母さんの例ですが、2 人目のお子さんが1 歳になったので働き始めようとしたところ、上の子が小学校に上がる時でしたが、学童に関する情報を全く知らなかった。保育園を利用しているお子さんが小学校に上がるときは、学童の情報がいくと思うのですが、働いてないお母さんが働こうとすると、情報がうまく手に入らなかったという話を聞きました。ですので、保育課の方で、一緒に学童の情報を置いておくとか、情報の連動が必要かなと思います。

○松原会長

ありがとうございました。

他にはいかがですか。はい、どうぞ。

○寺沢委員

少し前に戻りますが、先ほど富田委員がおっしゃった公園の砂についてなんですけども、色々な意見があるほうがいいかなと思ってお話しします。富田委員のおっしゃる通り母親として、砂場をきれいに管理していただけるのは大変ありがたいし、安心だなと思います。ただ、昔は公園の砂は放っておきっぱなし、天日干しにするだけで、猫は糞をし放題でした。今はネットをかけたりして、動物が糞をしたりする状況がなくなってきているので、子どもたちの病気に対する免疫力が減ったのではないかという話が、母親同士の話の中で出ていて、今子育てしているお母さんたちの間では1歳になるまでに必ず動物園に子どもを連れて行きましょうという話も出ています。動物園は糞だらけで、空中に粉になった糞も舞っているの、そういうのを子どもたちに吸わせると、免疫力が高まりますという話を周りのお母さんたちや、インターネット等の情報で耳にしました。どちらが良いとか悪いとか、どちらが本当かどうかは分かりませんが、そういう話もあることを、知っておいていただきたいと思いお話ししました、

○松原会長

ありがとうございました。

この会議の趣旨は色々な立場で話をさせていただいて、色々なご意見があって、私はいいのかなと思います。

○富田委員

猫の回虫は免疫がありませんので大変恐ろしい虫です。家で飼っている猫は、獣医さんのところに行って駆虫剤を飲ませると二度と体の中に寄生虫は出てきません。野良猫の管理はしきれないと思いますが、公園の砂自体の回虫の駆除は簡単なので、公園課の方にその辺をよく勉強をして欲しいと思います。

○松原会長

子どもは地域で生活していますから、保育の事だけでなく、公園の話も出てくるし、そういう野良猫対策の話も出てきます。生活全般すべてに関わってくる話ということで、よくわかるお話しをいただきました。なにか補足等ありますか。

○石井委員

先ほど、堀田委員のご発言で、鎌倉には確かに公園が少ない印象ではあるけれども、鎌倉育ちのご主人が「その代わりに海やお寺がいっぱいあって、我々はそこで育って来た」と言うお話について、とてもいい話だと私は受け取っております。それが鎌倉らしさだと思っておりますし、もちろん公園整備はとても大事ですが、鎌倉に住んでいる私達としてその鎌倉らしさというものを、もう1回改めて見直す機会ではないかと思っています。お寺との連携というのは、そのお寺のスタンスもあるかと思いますが、私も小さいときは近所の段々畑だとかお寺とか神社の境内とかで遊んできましたので、その良さはもう1回見直した方がいいなと改めて思っております。

○藤井委員

子育てをしている生活に対する満足度が低いのはなぜかということですが、私はNPOの団体に発達相談の相談員をさせていただいておりますが、今の若いお母さんたちは子どもとの遊び方がうまくありません。お家で子どもとどう向き合っているかわからないなか、とにかく音楽を流して聞かせたり、ビデオなどをテレビで見せたりしているそうです。手遊び歌等やっているかと聞くと、「やっていません」という答えが返ってきて、びっくりしたりします。今の時代、横のつながりがとても密になって、どこの集団に所属しているという意識がすごく濃密だと思います。ただ、いざ子どもを産んで子育てが始まると、我が子と家庭で個の状態では向き合えなければいけない、それがとっても孤独なのかなという気がします。皆さんから色々なご意見が出ていますけども、親子の交流の場、親の交流の場をすごく求めてらっしゃるようですが、障害児の親も、そういう交流の場、気楽に集まれる場などの要望が大変多い現状です。

○松原会長

ありがとうございました。

それでは佐藤委員。

○佐藤委員

補足的なことですが、寺沢委員がおっしゃった海浜公園は、サッカーとかそういったものに使われていまして、乳幼児が遊べる場所ではないと思います。遊ぶとすると隣の遊具がある場所になりますが、その場所でも、高学年の子のボール遊びが始まると、小さい子はもう遊べない状況になっています。

あと、個人的には本当に、海とか山とかお寺とか大好きで、ハイキング等にも言っております、本当に委員の皆さん方がおっしゃるように、海をもっと生かしていく子育てには、個人的には大賛成です。

父子手帳の話ですが、私が子どもを産んだ時に父子手帳がちょうど始まったくらいで、それで問い合わせをさせていただいたら、父子手帳を希望される場合、お父さん自身からご連絡下さいとあって、そこがハードルでもらいませんでした。父親が自分で申し込むのは、難しい方も多いと思うので、父子手帳を、母子手帳と一緒に添えて渡して下さると、万遍なく情報が行き渡っているのではないかと思います。

○松原会長

ありがとうございます。具体的な提案もいただきました。

議事がいくつか残されていますので、次に進みたいと思います。

次第4 子ども・子育て支援事業計画について

○松原会長

それでは改めて4番目の「子ども・子育て支援事業計画について」です。

○事務局

子ども・子育て支援事業計画の策定についてご説明いたします。資料3をご覧ください。まず始めに、計画策定のスケジュールについてご説明いたします。

これまでも計画策定までのスケジュールをおおまかにお示しさせていただいてきたところですが、もう少し詳細にしたものになります。表の左側が、鎌倉市子ども・子育て会議のスケジュール、真ん中が市民・団体別懇談会のスケジュール、右側が事務局の作業スケジュールとなっています。

右側の事務局の欄のうち一番左側をご覧ください。今後計画を策定するのにあたり、まず、次世代育成きらきらプランの検証、問題点、課題の整理等を行います。後ほど、ご説明させていただきますが、事業を実施している関係課や団体にもご協力いただき、自己評価を行ったり、ニーズ調査の結果から、現状や課題等を把握したりしてまとめた、施策別検証シート等を作成しました。

本日の子ども・子育て会議でもご意見等をいただき、また後ほど次第の5でもご説明させていただきますが、8月から9月にかけて、市民・団体別懇談会を行い、市民の方と意見交換などする中でさらに現状や課題等を把握し、素案等の策定に活かしていく予定です。

次に、事務局の欄のうち、左から2番目の確保方策の検討についてです。計画には、必須記載事項として、各事業の量の見込み、すなわちどれくらいの人が事業を利用したいかという見込みと、確保方策、すなわちそのニーズをどのような施設や事業で確保していくかという内容を記載します。

量の見込みについては、第1回目の会議で見込み数をお示ししていますが、今後はそのニーズをどのように確保していくかを決めていく必要があります。本日は後ほど次第の7で進捗状況についてご報告し、8月末に予定している第3回鎌倉市子ども・子育て会議では、具体的な確保方策をお示ししたいと考えております。

次に、事務局の欄のうち、右から2番目の部分について、です。計画には、教育・保育の一体的提供及び提供体制の確保の内容を記載する必要があります。具体的には未就学児が利用する施設と学校との連携等について記載することになります。こちら8月末の会議でお示しできるよう、検討していきたいと考えております。

最後に事務局欄の一番右、骨子案の作成についてです。骨子案については、8月末の次回の会議でお示ししたいと考えております。その後会議で内容をお諮りした後、市民・団体別懇談会等でのご意見等も踏まえ、素案を作成し、秋頃に開催予定の第4回の会議で素案についてお諮りしたいと考えております。その後、パブリックコメントを実施、ご意見を受けて修正等加えた後、年度末に計画の確定、とする予定です。

次に資料の少し下に目を移していただき、計画記載事項についてご説明いたします。

先ほども触れさせていただきましたが、量の見込み及び確保方策、教育・保育の一体化を含む子育て支援の推進方策については必須記載事項となっているため、記載します。また、その下に記載している任意記載事項についても、すべて反映させていく旨前回の会議でご了承いただいたところです。

資料の裏面をご覧ください。次世代育成支援対策推進法の延長についてです。

今後策定する子ども・子育て支援事業計画は、次世代育成きらきらプランの内容も踏まえて策定するとしています。

次世代育成きらきらプランは、次世代育成支援対策推進法に基づく計画で、この法律は、当初平成17年4月から平成27年3月、今年度末までの10年間の時限立法でしたが、こ

の度、さらに10年間の延長が決定しました。

このため、子ども・子育て支援事業計画についても、改正次世代育成支援対策推進法の内容も踏まえて策定していきます。なお、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画については、子ども・子育て支援事業計画と一体的に策定できるとされています。

次に基本理念についてです。次世代育成きらきらプランについては、平成17年度から21年度までの前期計画期間及び平成22年度から今年度までの後期計画期間を通し、「子どもが健やかに育つまち 子育ての喜びが実感できるまち 子育て支援を通してともに育つまち・鎌倉」を基本理念として計画を推進してきました。

今回新たに策定する計画は次世代育成きらきらプランの内容も踏まえること、この基本理念は子ども達が夢を持って健やかに育ち、親が安心して子育てができる鎌倉の実現を目指すものであり、今後も同じ方向をみざす計画となるため、本市ではこの基本理念を引き継ぎ、新計画を策定したいと考えております。後ほどご意見等お伺いできればと思います。

以上が計画の策定についての説明です。

次に、先ほど少し触れさせていただきましたが、次世代育成きらきらプラン後期計画の検証、問題点、課題の整理等を行い、施策別検証シートにまとめたものについてご説明いたします。

資料の4-1をご覧ください。まずこちらの資料に誤字・脱字がございましたのでこの場で修正させていただきたいと思います。3ページ上の方の後期行動計画の課題の1行目中ほど「機会が少なる」に「なく」を追記していただきたいと思います。次に9ページ後期行動計画の課題1行目「助成」となっている部分を「女性」に、「勤務大家(たいけ)」となっている部分を「勤務体系」になおしていただきたいと思います。

この「施策別検証シート」は、後期計画の施策について、主要施策ごとにいろいろな視点から検証し、新計画策定に向けて、問題点・課題などを整理するために策定したものです。本日の検証結果等を踏まえて、今後、子ども・子育て支援事業計画の素案等に活かしていきます。

このシートの見方ですが、こちらはきらきらプラン後期計画の主要施策ごとに作成しております。左上1の計画(PLAN)のところには、きらきらプランの基本目標、主要施策を記入しています。続いて「後期行動計画の課題」には、きらきらプランの後期計画策定時、事業計画の中で現状として課題にあがっていた内容を転記してあります。

次に、2 実施(DO)【具体的事業】ですが、こちらは本日資料2でお示した平成25年度鎌倉きらきら白書に記載されている事業名を掲載しています。

次に、3 評価(CHECK)では、上の【具体的事業】の実施主体課や実施団体にご協力いただき、それぞれの事業について評価していただいた内容、また、事業を実施してきた中で現状や課題を掲載しています。

次に、【ニーズ調査の結果(アウトカム)で把握した現状】ですが、こちらは昨年10月から11月にかけて行なったニーズ調査の結果や、自由意見として書かれていた意見を記載しています。ニーズ調査の中に、主要施策に該当するような項目がない場合は自由意見のみを記載しています。

2ページをご覧ください。問題点や課題のまとめを記載しています。これは、3 評価(C

HECK) のところで、事業実施主体課や団体から出された現状や、ニーズ調査で寄せられた自由意見などから、まとめたものです。

続いて「キーワード」ですが、主要課題ごとの問題点・課題で、ポイントとなるキーワードを記載しました。このキーワードだけまとめたものが資料4-2になります。施策別検証シートに書かれた内容を一つずつ検証していくと、とても時間がかかってしまうため、このキーワードを基に主要施策について、また基本目標について、検証を行いたいと思います。

資料4-2をご覧ください。主要施策ごとにキーワードをぬきだした資料になります。

主要施策と記載している部分の■が★印になっている部分については、計画で重点施策と位置付けている部分になりますので重点施策を中心に説明させていただきます。

基本目標1「地域で子育てを支援するまちづくり」のうち、「主要施策1-4保育サービスの充実」では、「待機児童の解消」「保育ニーズの多様化」「保育の質の確保」「一時預かり」がキーワードとなりました。

次におめぐりいただき2ページ基本目標2「子どもと親が健康に暮らせるまちづくり」のうち、「主要施策2-4安心して産み育てられる医療体制の充実」では「小児緊急医療体制の確立がキーワード」となりました。

3ページ基本目標4「子どもと子育てにやさしいまちづくり」のうち、「主要施策4-2安全・安心まちづくりの推進」では「地域での見守り体制の推進」「交通マナーの向上」「子どもの安全」がキーワードとなりました。「主要施策4-3子どもや親子の居場所づくりの推進」では「子どもの遊び場の確保」「親同士もつながりを持てるきっかけづくり」「異世代交流」がキーワードとなりました。

最後に基本目標5「仕事と子育てが両立できるまちづくり」のうち、「主要施策5-2仕事と子育ての両立の推進」では「男女共同参画」「就労形態に応じた保育サービス」「ワーク・ライフ・バランス」がキーワードとなりました。

本日はこのキーワードについて、また基本目標について、新計画策定に向けてのご意見などいただきたいと思っております。また、今後市民懇談会や団体別懇談会などでの意見交換などを踏まえ、検証内容をより充実させ、計画素案等の作成に活かしていきたいと考えております。以上で、説明を終わります。

○松原会長

資料の見方などについてはよろしいですかね。

それで、今日の会議で出たご意見をここに反映をしていただけるのですね。

○事務局

本日いただいたご意見、団体別や市民懇談会でいただいたご意見などを反映させて、資料にさらに入れ込んでいく予定にしております。

○松原会長

ありがとうございました。

そのうえで、基本目標等ですね、次世代育成支援行動計画を引き継ぎながら、今度の子育て支援新制度に活かしていきたいというのが事務局のほうのご提案でした。そのことも含め

て新計画策定に向けて、こんなキーワードを入れてほしいとか、こんなことを盛り込んでほしいといったご意見もうかがいたいと思いますので、ご発言をよろしく願います。

○寺沢委員

去年からこの会議に参加していて今更ですが、文言が気になるころがあって、「子どもが心身ともに健やかに学び育つまちづくり」の部分です。私がもし、障害のあるお子さんを育てていたら、「心身ともに」というのは特に入れず、「子どもが健やかに学び育つまちづくり」でいいのではないかと感じてしまいます。また『きらきら白書』基本目標でも、「基本目標1 地域で子育てを支援するまちづくり」の説明で「心身共に健康な子どもを育てるには、行政の支援に加えて、地域の人々の理解と協力が不可欠です」と書いてあります。「心身ともに健康な子を育てる」、ではなく「子どもを育てる」と書いていただいた方がいいのではないかと思います、この基本目標の文言はもう変えられないものなのではないでしょうか。他の委員の方のご意見も聞いてみたいと思います。

○松原会長

委員のご意見も伺いたいとのことですがいかがでしょうか。

○藤井委員

その子なりの育ちがありますので、ゆっくりでもその子なりのペースで心身を育てるという意味では、それほど私は違和感を覚えません。

○富田委員

これはおそらく、児童憲章の「心身ともに健やかに」という文言を受けていると思います。佐世保の事件等を見ても、「心身ともに健やかに育てる」というのは基本目標に置くべきだと思います。

○松原会長

他の委員の方はいかがでしょうか。藤井委員が言ったように、障害があっても、その子なりの育ちというのはあるので、それは尊重できると思います。

他にいかがでしょうか。無いようですので、先に進めたいと思います。

○事務局

その前に、『きらきらプラン』の基本理念を引き継ぐことについて、もしご意見ございましたら、聞かせていただけたらと思います。

○松原会長

基本理念については引き継ぐことでよろしいでしょうか。特に意見もないようなので、会として了解したものとします。

○松原会長

それでは次第を進めまして、次第5「市民への新制度の周知及び市民懇談会・団体別懇談会開催について」事務局から説明をお願いします。

次第5 市民への新制度の周知及び市民懇談会・団体別懇談会開催について

○事務局

それでは、資料6をご覧ください。前回子ども・子育て会議において、「新制度について市民にきめ細かい周知」を求めのご意見があり、それを受けまして、新制度の概要に関するパンフレットを作成いたしました。市役所や支所、幼稚園、保育所、子ども会館、子育て支援センター、子育て支援団体にご協力いただくなどして、配布を行っています。

1 ページ目には、「子ども・子育て支援新制度」についての概要の説明、2 ページ目には施設や事業について、3 ページ目には新制度になることでどんなことがかわるのか、4・5 ページについては新制度になった後の、利用手続きの流れについて記載しました。6 ページには新制度に関する鎌倉市の取り組みを記載しており、市民懇談会の開催の周知をしています。

先ほどご説明いたしましたとおり、市町村子ども・子育て支援事業計画の策定にあたっては地域住民等の意見を反映する必要がございます。その一つとして市民懇談会を行います。市民懇談会については、鎌倉・腰越・深沢・大船・玉縄の5地域ごとに1回ずつ行います。各地域での日程は6ページの表のとおりです。就労されている方もご参加できるよう、土曜日や平日の夜にも開催します。

次に資料7をご覧ください。団体別懇談会の開催のリーフレットとなります。この子ども・子育て会議に関係している団体の皆様を中心に、懇談会を実施したいと考えております。ご要望があれば出向くかたちで、8月28日（木）から9月30日（火）までを目途に開催させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

なお、リーフレットにも記載しておりますが、懇談をご希望される場合は、会場のご用意と進行をお願いいたします。また、複数の団体と希望日程が重なった場合などは、合同で懇談会を開催させていただいたり、都合により希望日時を変更させていただいたりすることもございますので、予めご了承ください。

ご希望がある場合は、9月5日（金）までに事務局へご連絡をいただきたいと思います。

委員の皆様が所属される団体、さらに、その団体内の方が所属されている団体等、広くお声掛けいただけますと幸いです。

なお、市民・団体別懇談会の内容につきましては、こちらのパンフレットを基に新制度の概要をご説明するとともに、ニーズ調査の結果や先ほどお示した次世代計画の評価等を踏まえ、現状と課題から今後の方向性を探る場とすることを想定しています。

市民懇談会の内容を記載した新制度についてのパンフレット及び団体別懇談会のリーフレットは本日複数持参しておりますので、配布にご協力いただける場合など、後ほど事務局にお申し付けください。

また、広報かまくら9月1日号にて、4ページにわたり、子ども・子育て支援新制度の特集記事を掲載し、広く新制度について周知する予定です。以上で、説明を終わります。

○松原会長

今までの説明に対しご意見やご質問がございましたらお願いします。

○寺沢委員

「子ども・子育て支援新制度とは」と説明がありますが、「この制度は、「子育てについての第一義的責任は保護者が持つ」という基本的な考え方をベースとして、幼児期の教育・保育や地域の子ども・子育て支援を総合的に進めることを目指します」という文章を読んだ時に、親が突き放されたような気がしました。子育ての第一義的責任は保護者が持つことに対して、国などが支援を総合的に進めることを目指しますと書いていただけたらと思います。子ども・子育て支援法第1章総則基本理念第2条についても「子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない」という文言がありまして、そのように書いてあれば、「みんなが子育てを助けて、バックアップしてくださるのね」と保護者はと思いますが、この一文は冷たく感じこの資料を読む気をなくしました。

それと、この支援内容について、「幼稚園については新制度に移行する園と現行制度のまま継続する園があります」と説明がありますが、なぜ移行する園と現状維持の園があるのか、それが親にとってメリットがあるのかデメリットがあるのかという説明がないので、分かり辛いと思いました。

○事務局

まず一点目の、この制度の「子育てについての第一義的責任は保護者が持つ」という文章ですが、こちらにつきましては、国や県の方で、パンフレットのひな型を作成しておりまして、それに基づきまして、市の方で少し噛み砕いて作ったものでございます。表現につきましては県の表現をそのままこちらのほうにも載せております。

○松原会長

法律でちゃんと書いてあるのをはしより過ぎというご意見です。国の提案と異なることを書いてくれというご意見ではなくて、法律に書かれているものをきちんと反映してほしいというご指摘です。

○事務局

ご指摘を踏まえまして、8月、9月にかけて行う市民懇談会・団体別懇談会等で十分に説明させていただきたいと思います。また、幼稚園については新制度に移行する園と現行制度を継続する園とがあるということで、書かせていただきました。これにつきましては、限られたスペースのなかで、どういった違いがあるかといったところまで書き込むことができませんでしたので、説明会におきましては、その辺についてもご説明させていただきたいと考えております。

○阪口委員

少し伺いたいのですが、懇談会についてですが、「すべての子どもが健やかに成長できる環境を整備するための「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定に向けて、皆様からご意見をお伺いすることを目的に懇談会を開催します」と書いてありますが、この懇談会は子ども・子育て支援新制度についてのみなのか、それとも広く鎌倉の子育て事業についての色々

なことを聞きたいということでも構わないのでしょうか。

○事務局

懇談会につきましては、子ども・子育て支援新制度についての説明と、新しく策定する事業計画の中に盛り込む内容につきまして広くご意見いただきたいと思っております。たとえば、先ほどのような具体的なお話についてもご意見をいただき、それを基にして事業計画を策定していきたいと考えております。

○阪口委員

分かりました。私どもの懇談会には自主保育のメンバーも参加しておりまして、自主保育のお母さんたちにとっては、何号認定というのは全く分からない話です。幼稚園にも保育園にも属さない子どもたち、自主保育だけでなく、家庭で保育されている子どももいらっしゃるの、その方たちについての一文もぜひ入れていただきたいと思います。

○石井委員

幼稚園協会のほうにも市の方がお見えになりまして、このリーフレットを幼稚園を通して各保護者に配布してほしいと依頼がありました。それで私どもの幼稚園は配布いたしました。各幼稚園において、園長の判断により配布していない幼稚園もございます。

その理由ですが、ご存じのとおり、鎌倉市内の幼稚園は全て私立ですので、それぞれの教育理念と経営事情が全部違うという所がございます。それで、平成 27 年度に関して、新制度がスタートするとはいうものの、実際に新制度に移行する幼稚園はどれだけあるのかといいますと、多分半分もないと思われまして。というのは、私立幼稚園は県からの経常費補助金という私学助成制度を受けて運営しております。その助成制度が今回から変わってくることになるわけです。そうすると、保育料はいくらになるのか、教員の給料をどの程度に設定できるのか、私学の独自性が継続できるのかという部分が多々ございまして、非常に戦々恐々としております。そんな中、この 1 ページ目ですね、一番下の②の、「幼稚園と保育所の良いところを一つにした認定こども園の普及を図ります」と制度の取り組みとして謳っていますが、ある園長の言葉で言いますと、「じゃあ、自分たちの現状をよく踏まえて上で、新制度に移行しない幼稚園は、この制度に反抗している悪者扱いになってしまうのか」と言う園長もおります。ただ、国の発行したパンフレットと比べると、鎌倉市が作って下さったこのパンフレットは、新制度に移行しない幼稚園もありますよと、書いてくださっているところが、評価できると思っておりますが、先ほど寺沢委員がおっしゃったように、保護者の目から見て、新制度に移行する幼稚園と新制度に移行しない幼稚園の差がいまいち分からないことと、なぜ移行しない幼稚園があるのかがはっきりしないところがございます。先ほどお話しした通り、私学でございますので、しかも、認定こども園ですとか新制度に移行する幼稚園も、どれくらい助成を受けられるのかについては、消費税が 10%になったときのことを見込んでの制度だと聞いております。まだ色々なところが明確になっていない現状のなかで、制度として推進しているからといって、「はい、そうですか」と、新制度に移行できない現状でございます。今 23 園の幼稚園が鎌倉市にはありますけれども、もちろんそれぞれが今後どうしていくのか市の方が調べてくださっていますが、保護者が自分の行きたい幼稚園が

これからどういうふうになろうとしているのかは、それぞれの幼稚園に問い合わせさせていただくしかない現状だと思います。

○富田委員

今、幼稚園協会の立場から説明されましたけど、保育園の側のことをちょっと申し上げます。資料6の2ページのところに幼稚園は「教育を行う学校である」と書いてある。で、認定こども園は「教育・保育を一緒に受けます」と書いてある。保育園はなんて書いてあるかというと、「就労などのため家庭で保育できない保護者に代わって保育する施設である」と書いてある。保育園は「養護と教育を行うところ」とはっきりそう保育所保育指針に書かれているのに、この表現はおかしいのではないかと。したがって、このパンフレットの文言では、配布することはできませんという意見が民間園長会の中でありました。したがって、全ての保育園で配布されているかは確認できておりません。

○林委員

先ほど寺沢委員がおっしゃっていたように、懇談会等でこちらの新制度について説明を行う際に、デメリット・メリットの詳細な説明を必ずしていただきたいと思っております。

というのも、私自身息子が2歳の時仕事に復帰するため保育園を探しました。認定こども園の方だったら空きがあるということで入所して、1年間2歳児のクラスを経てその後、幼稚園の方の園舎に移って、幼稚園籍の皆さんと一緒に生活をする生活が始まったのですが、やはり、ここで問題をすごく大きく感じました。

年少の12月に、ちょうど公立の保育園で空きが出たので、転園いたしました。実際に保育園に預けてみて、長時間保育をしてもらうのになんて適した施設だろうと実感いたしました。認定こども園もいくつかあると思いますが、息子が通っていた園は、当時その活動を始めたばかりで、園のほうも制度が落ち着いてなかったと思うものの、保育園所属の子どもと幼稚園所属の子どもとの間にすごい差がありました。例えば、お昼の時、幼稚園のお子さんはお母さんの手作りのお弁当を食べるけれども、保育園の子どもたちは給食室もない園舎なので仕出し弁当が出されました。幼稚園のお子さんは14時に降園しますが、保育園の子は14時まで昼寝ができません、お昼寝の時間帯が後に遅れてしまって17時ぐらいにお迎えに行くと、その時間に午後のおやつを食べている日が多々ありました。園とも話し合ったのですが、改善策が見いだせなかったため、転園した経験がございます。認定こども園の管轄は、当時神奈川県が管轄で市が対応出来ない中でも、相談に乗っていただき大変力になっていただきました。是非ともメリット・デメリットの部分はお話をしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○松原会長

委員からいただいた情報で、十分このパンフレットが保護者に行き渡っていない可能性があります。事務局としてさらなる周知はどんなことを考えていらっしゃいますか。

○事務局

新制度の周知につきましては、広報かまぐら9月1日号の特集号で新制度の内容それから新制度における手続等についてお知らせしていきたいと思っております。

○松原会長

市民懇談会の周知に関してはいかがですか。

○事務局

7月 15 日号の広報かまくらに掲載させていただいておりますので、こちらで皆様にご覧いただくか、それから、鎌倉市のホームページに、開催の予定について掲載させていただいておりますので、そちらをご覧いただき、ご参加いただきたいと思いますと考えております。

○富田委員

7月の広報かまくらに載せたという話ですけど、事務局は広報かまくらは市民のどの程度の方が読み込んでくれているとお思いなのでしょうかね。

それから、ホームページとおっしゃるけど、ホームページを見ないご家庭もたくさんあると思います。ホームページに載せてあるから見て下さいというのはずいぶん冷たい表現ではないかと思います。

○寺沢委員

パンフレットのことで、先ほど阪口委員から施設に通わないご家庭についてのことも入れてくださいとお話がありました、それとともに、障害児の保育について、今回の新制度には該当しないが別に支援策がありますと書いておいた方がいいのではと思います。「子ども・子育て支援新制度が始まります」という題名で、障害のあるお子さんのいるお母様が手に取って中を見ると、「うちの子に関係のない話じゃない」となると思うので、そういう所は一緒に「子ども」ということで考えていただきたいと思います。

○阪口委員

寺沢委員の付けたしですが。これを見ただけでは、子ども・子育て支援新制度のことについてしか話さないのだなというイメージを持ちます。先ほども少し申しましたが、広くお母さん・お父さんたちから子育てについての疑問や、色々なことについてお聞きしたいという問いかけでないと、市民懇談会にはなかなか足を運ばないと思います。

○松原会長

ご意見は、再度新たなバージョンを吟味して再配布したらどうだろうというご意見だと思います。きれいな印刷にかけると予算の問題があるかもしれませんが、今日我々が手許に持っている位のものならば、そんなにお金はかからないと思います。中身としては、保育所の表現の仕方、それから、広く鎌倉の子育てについて色々なご意見を伺いたいという内容を盛り込んでほしいというご意見だと思いますので、配布し直すかどうか一度検討していただいて、その時の中身もどうするかも検討していただきたいと思います。

○事務局

ご意見ありがとうございました。いただいたご意見について検討して参りたいと思います。

○松原会長

中身はまたお任せします。議事次第は 11 時半までですが、とても終わらないので少し時間延長をお願いしたいと思います。

次第6 条例制定の進捗状況について

○松原会長

それでは、議事次第6番目の「条例制定の進捗状況について」事務局から説明をお願いします。

○事務局

それでは、条例制定の進捗状況について、説明させていただきます。

子ども・子育て支援新制度がはじまることにより市町村で行う事務について、本市におきましても、9月議会の上程に向け、国の基準に基づいて条例を定めるための手続きを進めているところです。

前回の子ども・子育て会議におきましては、その一環として、パブリックコメントの実施についておはかりし、その後、鎌倉市議会教育こどもみらい常任委員会での報告後、平成26年6月26日から7月25日まで実施いたしました。

お手元の資料8-1をご覧ください。7月25日までの1か月間で意見をくださった方は、169人、意見数にして、328件となっております。内訳につきましては、家庭的保育事業等の地域型保育事業の設備及び運営に関する基準(案)が65件、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(案)が34件、教育・保育給付の支給認定に関する基準(案)が61件、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(案)が14件、その他、全体へのご意見等が154件となっております。

資料の8-2をご覧ください。こちらが皆様から頂戴した意見及びそれに対する市の考え方となっております。では、主なご意見と市の考え方についてご説明させていただきます。

まず、1ページ目の家庭的保育事業等の地域型保育事業の設備及び運営に関する基準についてですが、1番の項目、家庭的保育の従事者について41件のご意見をいただきました。

家庭的保育事業につきましては、国のガイドラインに基づき、市が認定した家庭的保育者をご自分の家などで保育を行う事業で、現在、鎌倉市ではお1人の方が補助者をつけて従事しています。今回、この既存の事業について、子ども子育て支援新制度の中で、改めて、位置づけられたものですが、いただいたご意見は、保育は保育士資格があるものがあるべきで、研修を受けたものでは望ましくないというものでした。この扱いについて、市の内部で検討を重ねましたが、資格については、現在と同様とし、連携保育施設の担当保育士が随時訪問をする事等で安全の確保を行いたいとの結論に至りました。

次に4ページ、9番、①ですが、職員の配置はすべて有資格者とするというご意見がありました。現在国の基準では、小規模保育型事業B型について「1/2以上」となっていますが、より多くの有資格者を配置させるため、「2/3以上」に修正したいと思います。

②の給食の自園調理及び調理員の配置につきましては、国の基準どおりとしますが、新規参入事業者には自園調理を求めてまいりたいと考えています。

ページが移りまして、7ページ、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関

する基準（案）ですが、ここでは上乗せ徴収を心配する声が19件寄せられました。

幼稚園では、教材費を取ることは多くありますが、保育所においては市が保育所に払う運営費に含まれており、保護者の負担は原則保育料ということになっています。新制度になりましても、保育所におけるこの考え方は踏襲されると考えており、事業者に対しても現状とかわらない体制を求めてまいりたいと考えています。なお、新制度における上乗せ徴収につきましては、事業者は事前に保護者への説明や同意を得る事になっております。

次に11ページ、教育・保育給付の支給認定に関する基準（案）です。1番ですが、保育園の保育料を上げないでほしいというご意見が28件寄せられました。保育料につきましては、現在、国から利用者負担の仮の案が示されており、これをもとに市ではシミュレーションを行っております。保育料の設定につきましては、現行の水準と大きく変わらないように、進めたいと考えています。この保護者負担のあり方につきましては、方向性が決まり次第、こちらの子ども子育て会議でお伝えします。

次に3番ですが、障害児等の保育所の入所について、優先して入れるよう配慮してほしいというご意見が7件ございました。こちらにつきましては、現在も入所判定の点数制度で加点を行っているところですが、新制度になりましても、状況把握を行う中で対応していく予定です。

17ページに移りまして、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（案）です。こちらへのご意見は14件ございました。その中で、現在の子どもの家における1人あたり1.65㎡は狭いというご意見が寄せられました。現在、鎌倉市の学童保育、子どもの家の定員は、概ね1人あたり1.65㎡を基準に子どもの家ごとに設定しています。

1人当たりの面積を今以上確保すると、待機児童が大幅に生じてしまうことが懸念されますことから、本市としましては、国の基準どおりの1.65㎡を基準としていきたいと考えております。

最後に19ページ、全体へのご意見、その他のものでございますが、大きなものとしたしましては、1番、青空自主保育が現在会議で使用している江ノ島女性センターが12月に閉鎖になるので、託児付きの会議室が使えなくなります。代替施設、もしくは託児費用の補助をしてくださいというご意見を28件頂戴しましたが、神奈川県が所管する施設の代替機能を市が担うことは、申し訳ありませんが、なかなか難しい状況にあるかと思われま。

また、2番、新制度における青空自主保育の位置付けを希望するというご意見が16件ございました。新制度における青空自主保育の位置付けにつきましては、検討しましたものの国が想定する事業の類型に該当しないため、対応が難しいのが現状です。対応できる制度の有無につきましては、引き続き確認しますと共に、いただいたご意見につきましては、今後の子ども・子育て支援に関する施策に対するものとして参考にさせていただきます。

次に3番として、鎌倉市の保育水準を下げないでほしいというご意見が79件ございました。保育士の配置基準に対するご意見ですが、認可保育所の保育士の配置については、神奈川県の子童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例で定められているところです。

その中で、1歳児については、お子さん6人に対し保育士1人とされています。現在鎌倉市では、補助金等の対応によりお子さん5人に対し保育士1人の対応を行っております事を

受け、新制度になっても、現在の水準を維持してほしいというものです。この扱いにつきまして、本市の条例で改めて定めることは考えておりませんが、新制度になりましても、現在本市で実施している保育の質については、引き続き水準を維持できるよう、努めてまいりたいと考えております。

以上が今回のパブリックコメントの結果となり、今後ホームページにおいて、市の考え方を公表する予定となっています。今回、いただいたご意見につきましては、他何件という表現でまとめさせて頂きましたが、多くの方が様々な思いで、声を寄せてくださいました。

本来の趣旨と外れる部分もあろうかとは思いますが、今後の施策、計画策定にあたっての貴重なご意見としても活用させて頂きたく、資料8-3となりますが、意見集を作成いたしましたので、ご確認いただければと思います。

最後に、条例の制定への動きでございますが、資料8-4をご覧ください。当初のパブリックコメントの案に今回の修正分を市の考え方として記載させて頂きました。本市におきましては、条文が出来次第、所定の手続きを経て、9月議会に上程したいと考えております。

なお、説明の途中にございました保育料ですが、条例で定めている子どもの家の利用料を除き、市では、新制度における保育園の保育料、認定子ども園の保育料、幼稚園の保育料、地域型保育施設の保育料を新たに定めていく事になります。

現在国からは、仮の案が示されているところですが、正式な考え方は年明け、国の予算の見通しがたった頃とされており、市で正式に定めるのも、その時期になると思っております。現在検討しています考え方につきましては、市内部での調整が出来次第、お知らせしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○松原会長

今までの説明に対しご意見やご質問がございましたらお願いします。

○寺沢委員

今のパブリックコメントの19ページ「全体への意見、その他」1番の青空自主保育の件ですが、突き放した冷たいような回答だと思いながら聞いていました。

「神奈川県が所管する江ノ島女性センターの代替機能を鎌倉市が担うのは難しいかと思われ、ます」というコメントですが、意見としては、託児機能付き施設を、多少費用が掛かってもいいので、用意して下さいという意見ですけれども、この鎌倉市子ども・子育て会議も託児をお願いすることができて、どういうシステムが分からないですけども、託児をして下さる方への連絡の取り方だけでも教えれば、できることではないかと思われました。

○松原会長

他にご意見はないですか。よろしいですか。

今の意見について少し事務局からコメントを伺うことにします。

○事務局

説明・対応の仕方が悪くて申し訳ございません。今回いただきましたパブリックコメントは国の定めた基準に対する市の考え方についてのご意見を頂戴したいというものでして、この会議室のお話だと違ってくる部分だと思います。ですので、どのような対応ができるのか、

それは改めて、青空自主保育さんとお話をさせていただければと思います。

○松原会長

新しい計画においても地域の子育て支援は大切な項目になりますので、ぜひ新たな計画を作る時にはきちっと議論をしながらプランニングしていただきたいと思います。

次第7 確保方策の進捗状況について

○松原会長

それでは、議事次第7番目の「確保方策の進捗状況について」事務局から説明をお願いします。

○事務局

確保方策の現状についてご説明いたします。前回の会議において、量の見込みに対する確保方策については「7月中旬」に県へ第一次の報告を、本日の会議でその内容についてご報告する旨お伝えしておりました。しかしながら、県におけるスケジュールが後ろ倒しになり、第一次報告を8月13日までにすることになりました。

このため、本日は現状報告として、県の様式に基づき、先般算出した量の見込みや、現状見込んでいる確保方策の数値を当てはめたものを皆様にお示ししたいと思います。

なお、今回県から指示された様式は、教育・保育に関わる部分のみで、放課後児童健全育成事業等の地域子ども・子育て支援事業については今後別途様式が示されることとなります。

それでは資料9-1をご覧ください。県の様式を基に作成した確保方策の報告様式のイメージとなります。様式には、ある年度の1号~3号認定のお子さんをどのような施設・事業で確保するか数値を記入していきます。保育事業の量の見込みについては平成29年度に待機児童を0とする計画を立てる必要があることから、今回は平成29年度のシートを用いてご説明いたします。9-2については、9-1に記入している確保方策の数値の内訳について示したものとなっております。

それでは資料9-1の表の上の方①「量の見込み」の部分をご覧ください。こちらには前回の会議でお示した、平成29年度において確保すべき各認定の量の見込みを記載しております。この量の見込みに対して②「確保の内容」、内訳は資料9-2のとおりとなりますがここに記載のある施設や事業で何人確保できるか記入していき、1番下②-①と書いてある部分が、量の見込みに対する確保方策の過不足となります。教育事業については量の見込みに対し、定員が1,267人分上回ることとなりました。保育事業のうち2号認定児に該当する3~5歳児についても量の見込みに対し定員が43人上回ることとなりました。一方保育事業のうち3号認定児に該当する0歳児や1・2歳児の保育事業については、0歳児が量の見込みに対し定員が16人分不足し、1~2歳児が量の見込みに対し定員が181人不足する結果となりました。

計画では、量の見込みに対し、平成29年度に待機児童をゼロとさせる確保方策を記載する必要があります。0~2歳児までを受け入れる施設整備等について検討を進め、次回の会議で再度内容についてお諮りしたいと考えております。以上です。

○松原会長

確保方策について、事務局より現状報告がありました。事務局で確保策が足りない部分について検討し、次回の会議で再度内容をお諮りするとのこと。ご意見やご質問がございましたらお願いします。よろしいですか。

次第8 子どもの家利用料について

○松原会長

それでは、次第の8番目「子どもの家利用料について」事務局から説明をお願いします。

○事務局

子どもの家利用料についてご説明いたします。先ほどの次第6でも少し触れさせていただきましたが、利用者負担の考え方について、本日は子どもの家の利用料の方向性について子どもの家を所管する青少年課長からご説明いたします。

○青少年課長

資料の10をご覧ください。今回行わせていただく子どもの家の利用料の見直しの趣旨ですが、来年度から子ども・子育て支援新制度が施行されることに伴いまして、子どもの家の運営経費に対する保護者負担の考え方を見直しをさせていただくものでございます。

2の「現行の利用料負担の考え方」をご覧ください。現在の保護者負担につきましては、国の考え方として示されていた運営経費の2分の1を保護者が、残りの2分の1を国・県・市が負担する考え方を基本としながらも、鎌倉市の考え方としましては、運営経費から国・県の補助金を引いた金額の2分の1を保護者負担とさせていただいております。

3の「新制度における負担の考え方」をご覧ください。新制度に向けて国が示した保護者負担の考え方は、これまでの運営経費の2分の1を保護者負担とする考え方を継続する一方、新制度の施行に伴う質の改善にかかる費用、たとえば開所時間の延長にかかる職員の処遇改善に必要な費用あるいは障害児の受け入れにかかる職員の配置にかかる費用については別途公費負担とする考え方が示されました。今回の見直しにつきましては、新制度の施行に伴い改めて国から示された保護者負担の考え方である運営経費の2分の1を保護者負担とさせていただこうとするものでございます。

裏面をご覧ください。「利用料見直しの基本的考え方」ですが、今ご説明いたしましたように、これまでの運営経費から補助金を引いた額の2分の1を保護者負担とする考え方の見直しをさせていただき、運営経費の2分の1を保護者負担とさせていただこうとするものでございます。

利用料算定のベースとなる運営経費につきましては、指導員の人件費、各種消耗品や光熱費、施設の修繕などの需用費、また、施設管理にかかる各種委託料などの、平成25年度の決算額に基づき算定をいたしました。また、子ども会館と子どもの家が併設している施設につきましては、会館・子どもの家それぞれの年間利用者数の割合から子どもの家としての運営経費を算定し、その合計額から延長時間にかかわる人件費を引いた額を子どもの家の年間平均登録者数で割り、さらに12月で割った金額をもって児童1人1月当たりの利用料分として算出をいたしました。

このような考え方に基づいて計算した結果、5の「見直し額」記載のとおり、児童1人1月あたりの負担額は5,367円となり、100円未満の端数を切り捨てた額5,300円を新しい利用料金とさせていただくとともに、同一世帯で2人以上のお子さんが利用されている場合の減免措置は継続し、2人目以降のお子さんの利用料は半額の2,650円とさせていただくものです。また、現行2,300円の延長利用料につきましては、質の改善にかかる国の具体的支援の詳細がまだ示されていないことから、今回は見直しの対象とはせず、据え置きとさせていただきたいと考えております。

なお、今後、消費税率引き上げに伴う影響額や子ども・子育て支援新制度に伴う指導員増員等の影響額が運営経費に反映される適切な時期に再度利用料の見直しを図りたいと考えております。以上で説明を終わります。

○松原会長

林委員からなにかありますか。

○林委員

ご説明ありがとうございました。

子どもの家を実際に利用して思ったことは、まず保育園と大いに違うということで、利用料からみても、それは致し方ないことなのかなと思っております。質の改善にかかる費用を今度別途公費から賄っていくということですが、質の改善とは主にどういったことなのかをお教えてください。

○青少年課長

今国の方から示されている内容としましては、例えば18時30分を超えて開所するクラブが職員を配置するための追加費用に対する経費に対する支援とか、あるいは、5人以上の障害児を受け入れた場合に障害児対応の職員を配置するための経費、あるいは、大都市に存在して、待機児童が5人以上いるクラブを分割して運営するために必要な賃借料に対する支援、19人以下のクラブについて、非常勤職員を追加配置する費用、あとは常勤職員の処遇改善等に関わる部分が質の改善ということで、別途の公費の部分として考え方が示されているものがございます。

○林委員

ありがとうございます。色々な子どもの家の連絡会で言われているのは、指導員の先生が子どもの数と比べて非常に少ないのではないかなと議論されております。その点を改善していただければ今回の値上げに関しては大きな額の変化ではありませぬので、特に反対意見も出ないのではないかなと思っております。

ただ、子どもの家の保護者の連絡協議会でたびたび意見が出てくるのは学童が大変狭くて、子どもがぎゅうぎゅうな状態で遊んでいる状態についてです。子ども同士の衝突によるケガも多発しておりますので、今後その辺は改善をしていっていただきたいなと思っております。

○松原会長

ありがとうございました。この件に関しては他の委員からのご意見はないですか。特に無いようですね。

次第9 その他

○松原会長

それでは、議事次第9番目の「その他」について事務局から説明をお願いします。

○事務局

今後のスケジュールについてです。

平成26年度第3回目の会議は8月26日9時半から、鎌倉市役所本庁舎2階全員協議会室で予定しておりますので、ご出席の程よろしくお願いいたします。

また、先ほど資料の6としてお配りさせていただきました団体別懇談会につきましては、団体内での会議などの際にお伺いさせていただければと思いますので、9月5日までに事務局にお申込みいただきますようお願いいたします。チラシ等は多めにお持ちしておりますので、必要な場合はお帰りの際事務局までお声かけください。

○松原会長

それでは、今日、時間をオーバーしましたが、大切な問題を話し合うことができたと思います。ご出席ありがとうございました。これにて閉会いたします。